

議第76号

令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）説明書

このたびの補正予算は、国の交付金を活用し、物価高騰等の影響を大きく受けている低所得世帯への支援を速やかに行うため寒河江市住民税非課税世帯物価高騰対策支援事業費の追加を行うほか、ふるさと納税の増加に伴う基金管理事業費の追加等を行うものです。

その結果、歳入歳出それぞれ9億8,688万4千円を追加し、予算総額を240億7,208万5千円とするものです。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、

第1款議会費は、山形県人事委員会勧告を踏まえた一般職の期末手当等の支給月数の改定や人事異動に伴う給与等経費の調整のため、職員給与費158万円を追加するものです。

第2款総務費は、ふるさと納税の増加に対応するため、基金管理事業費7億5000万円を追加するのが主なものです。

第3款民生費は、低所得世帯への支援を行うため、寒河江市住民税非課税世帯物価高騰対策支援事業費1億8,850万円を追加するのが主なものです。

第4款衛生費は、山形県人事委員会勧告を踏まえた一般職の期末手当等の支給月数の改定や人事異動に伴う給与等経費の調整のため、職員給与費853万8千円を減額するものです。

第6款農林水産業費は、山形県人事委員会勧告を踏まえた一般職の期末手当等の支給月数の改定や人事異動に伴う給与等経費の調整のため、職員給与費505万7千円を追加するものです。

第7款商工費は、急激な物価高騰等の影響を受けている地域経済への支援を行うため、地域経済緊急対策事業費6,083万1千円を追加するのが主なものです。

第8款土木費は、山形県人事委員会勧告を踏まえた一般職の期末手当等の支給月数の改定や人事異動に伴う給与等経費の調整のため、職員給与費852万8千円を減額するものです。

第10款教育費は、山形県人事委員会勧告を踏まえた一般職の期末手当等の支給月数の改定や人事異動に伴う給与等経費の調整のため、職員給与費564万8千円を減額するのが主なものです。

これらの歳出予算に対する歳入については、
国庫支出金1億8,850万円、県支出金4,020万9千円、
寄附金7億5,000万円、繰入金817万5千円を追加し対応することとしました。

以上、補正予算の大要について御説明申しあげましたが、よろしく御審議のうえ御可決くださるようお願い申しあげます。